



2016年5月10日

各 位

会 社 名  **日医工株式会社**
(証券コード 4541 東証第1部)
代表者名 代表取締役社長 田村友一
お問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 稲坂 登
TEL 076-432-2121

役員報酬制度の見直し（株式報酬型ストック・オプションの内容変更）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの内容及び報酬額の改定について、会社法第361条第1項の規定に基づき、2016年6月17日に開催される第52期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度を導入しております。

このたび、新中期経営計画の達成の推進や、これまで以上に当社グループの業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度の内容見直し及び取締役の報酬額の改定をすることといたしました。

2. 変更内容

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度を導入しておりますが、短期株式報酬型ストック・オプションは単年度の業績目標の達成を行使の条件とし、当期純利益を基準として決まる報酬枠を上限として割り当てます。

これまで導入しておりました中期株式報酬型ストック・オプションについては、本日当社が公表した第7次中期経営計画において、激変する市場環境の中、中期的な売上高および利益の数値目標の公表はしていませんことから、短期インセンティブに一本化いたします。

短期株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の総数および目的となる株式の総数は、これまでの短期・中期の株式報酬型ストック・オプションの合計としており、払込金額の算定方法、行使期間等の内容に変更はありません。

なお、長期株式報酬型ストック・オプションの内容について変更はありません。

新しい役員インセンティブ体系は次のとおりでございます。

プランの名称	新制度	備考
(a) 短期インセンティブ (単年度業績)	権利行使価格 1 円のストック・オプション	単年度業績目標の達成を権利行使の条件とする。
(b) 長期インセンティブ	権利行使価格 1 円のストック・オプション	取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日以内に行使可能

(a) 短期インセンティブ (ストック・オプション) として発行する新株予約権の内容
単年度目標達成の場合付与いたします。

①新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、12,000 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当社の普通株式 120,000 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」といいます) は 10 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが適切な場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

割当日の翌日から 3 ヶ月以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、相続による場合を除き原則として認めません。

⑥その他の新株予約権の内容等

上記の詳細およびその他の新株予約権の内容につきましては、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとします。

3. 取締役の報酬額の改定

当社は、2012年2月28日開催の第47期定時株主総会において、従来の取締役報酬額とは別枠にて、当期純利益を基準として決まる報酬枠を上限としてストック・オプションを割り当てることについて承認いただいております。

このたび、当社を取り巻く経営環境の変化への対応や、これまで以上に当社グループの業績向上や企業価値の向上を目的とする取締役の責任の増大を勘案し、現行の当期純利益水準を基準に設定した報酬限度額テーブルを適用する方法から、業績連動報酬枠を連結当期純利益の1.5%以内（百万円未満切り捨て）とする変動報酬に改定いたします。

以 上